「患者団体との協働に関するガイドライン」および「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」の策定について

COP委員会では新たに「患者団体との協働に関するガイドライン」および「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」を策定いたしました。

【策定経緯】

2018年に日本（東京）で開催されたAPECビジネス・エシックス・フォーラムにおいて、患者団体、政府、医療界、製薬産業および医療機器産業の団体は「日本における倫理的提携のためのコンセンサス・フレームワーク」のなかで、透明性の確保と説明責任を推進することを宣言しました。

このような状況を踏まえ、日本ジェネリック製薬協会は患者団体に提供している金銭的支援等について一定のルールの下に情報を開示することで、一層の透明性を確保し、その活動が高い倫理性を担保したうえで患者団体の活動・発展に寄与する誠実な活動であることについて広く理解を得る必要性があると考え、本ガイドラインを策定しました。

【内容・ポイント】

・寄附金、賛助会費、広告費、講演料、原稿執筆料、労務提供などについて、その内容を公開する。
・本ガイドラインを参考に自社のガイドラインを策定する。
・本ガイドラインは2023年度分の資金提供等から適用する。
・自社ウェブサイト等を通じ、前年度分の資金提供等について決算発表後に公開する。
・本ガイドラインの配布用印刷物は作成しない。
・GE薬協コード・オブ・プラクティスも本ガイドラインを反映し改定する。

※当該ガイドラインにつきましては、以下のリンクからご確認ください。
https://www.jga.gr.jp/stance.html